

災害時協力井戸を募集

平成25年11月18日から登録募集開始

問い合わせ 防災室

☎229-3104 FAX223-6247

東日本大震災では、水道が断水して水の確保ができず、長期間にわたって被災者が大変不便な生活を余儀なくされました。大規模地震に備え、トイレの排水や清掃などに使う生活用水の確保が課題になっています。

この対策として、災害時に近隣の被災者へ井戸水を提供する「災害時協力井戸」に登録していただける市民の皆さんを募集します。登録後は、津市ホームページや広報津などを通じてお知らせし、災害が発生した場合の生活用水として利用されます。井戸を持っている市民の皆さんは、災害時の生活用水確保のため、ぜひ災害時協力井戸への登録をお願いします。

登録要件

以下の要件を全て満たす井戸

- 本市の区域内に所在する井戸であること
- 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること
- 災害時に無償で井戸の使用や井戸水の提供ができること

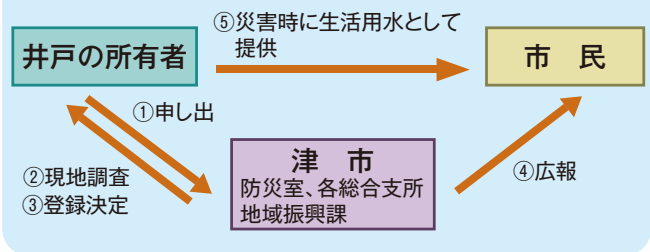
きること

- 井戸水をくみ上げるためのポンプやつるべなどが設置されていること
- 井戸枠などがあり、安全に使用できること
- 井戸の所在地などの公表および必要に応じ、本市が井戸水の水質検査を行う場合に同意が得られること

登録申し出

防災室、各総合支所地域振興課にある登録申出書に必要事項を記入して提出 ※登録申出書は津市ホームページからもダウンロードできます。

登録から井戸水提供までの流れ



障がい者虐待を防ごう

問い合わせ 障がい福祉課

☎229-3157 FAX229-3334

障がい者虐待とは

身体的虐待	殴る蹴るなどの暴力を加えるなど
精神的虐待	悪口を言う、怒鳴る、無視するなど
経済的虐待	生活に必要なお金を取り上げるなど
性的虐待	無理矢理わいせつな行為をするなど
放任 (ネグレクト)	食事を食べさせなかったり、生活上の世話をしなかったりして、心身を弱らせるなど

周囲が気づきにくい障がい者虐待

障害者虐待防止法第3条「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」

※障がい者には、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)などがある人で、手帳を取得していない場合も含まれます。

家庭や施設、職場などでの障がい者虐待は周囲が気づきにくいのが特徴です。虐待行為をできる限り早く発見し、相談や障がい福祉サービス、地域の見守りなど適切な支援をすることが、重大な事態を防ぎます。

障がい者虐待ではないかと思ったら…

障害者虐待防止法第7条「養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない」

虐待ではないかと疑われる行為や状態を見つけたら、市の相談窓口にご連絡ください。どんな場合でも、通報者の秘密は守られます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

市の相談窓口

月～金曜日 (8時30分～17時15分)	●障がい福祉課 ☎229-3157 FAX229-3334 ●津市障がい者虐待防止センター (津市障がい者相談支援センター内) ☎264-7002 FAX229-1382
夜間 (17時15分～翌朝8時30分)、 土・日曜日、祝・休日 ※	●津市障がい者虐待防止センター (津市障がい者相談支援センター内) ☎264-7002

※センターは休館していますが、職員等と電話連絡が取れます。